

条件付一般競争入札仕様書等に関する回答

令和6年4月11日

案 件 名	令和6年度食と放射能に関する説明会委託業務
契約元課名	福島県生活環境部消費生活課
公 告 日	令和6年4月3日
質問事項	回 答
<p>質問① 5. 業務の範囲 (1) ア 講師の候補者選定 →過去講師をされた方の情報(所属先・連絡先) 開示は県より共有いただくことは可能か。</p> <p>質問② 5. 業務の範囲 (1) ウ 説明会の実施 (カ) アンケートの実施 →アンケート形式は紙・Web(QRコード含む)の指定はあるか。 紙形式の原本及びWebアンケートデータ保管や事業終了後の対応に指定はあるか。</p> <p>質問③ 5. 業務の範囲 (1) ウ 説明会の実施 (カ) 説明会記録・報告 →記録形式は動画・写真・音声の添付指定はあるか。 実績(結果)報告書(様式第8号)の記載は複数ページになっても支障はないか。</p> <p>質問④ 5. 業務の範囲 (1) エ 説明会の運営 (ウ) その他要望によって実施可能 国の省庁(消費者庁、経済産業省)職員による説明 →実施団体の意向次第ではあるが、講師としての派遣は可能か。 実績として計上することは可能か。</p> <p>質問⑤ 5. 業務の範囲 (1) エ 説明会の運営 (3) 広報活動・普及 ア HP・SNS →HP・SNSの指定アカウント等はあるか。指定がある場合、更新・発信における権限は受託者に代理移管されることで相違ないか。</p> <p>質問⑥ 5. 業務の範囲 (1) エ 説明会の運営 (3) 広報活動・普及 イ 動画制作 →動画の納品期日の定めはあるか。</p>	<p>質問① 契約後、県が過去実績のある講師から今年度の講師について承諾を得た後に共有可能です。</p> <p>質問② アンケートの形式(紙・Web)の指定はありません。アンケートの集計結果は事業終了後県に提出いただきます。 紙の原本やデータについては、個人情報の取扱上、事業終了後は破棄してください。</p> <p>質問③ 記録形式は原則的に写真によるものとします。動画や音声を記録することも可能ですが、報告書の提出時は写真を必須とします。 実績(結果報告書)の記載は複数ページに及ぶもの、あるいは別紙を添付しても差し支えありません。</p> <p>質問④ 国の省庁職員による説明派遣は基本的に講師としてではなく、行政説明を想定しています。職員のみが講師として実施した場合は実績として含みません。</p> <p>質問⑤ HP、SNSの指定はありません。また、更新・発信における権限は受託者に代理移管します。</p> <p>質問⑥ 動画の納品の期日については契約後に詳細を定めるが、動画の広報効果を鑑み、9月頃の納品を想定している。</p>